2021年４月１日

所定疾患施設療養費について

介護老人保健施設において利用者様の医療ニーズに適切に対応するという観点から『肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎』を発症した際、施設内の対応について以下の算定要件を満たした場合は評価されることとなっております。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者の安心した生活につなげていくことができるよう努めております。

所定疾患施設療養費の算定要件

１．　対象利用者が、次のいずれかに該当した場合、算定します。

※算定対象疾患：肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎

（ただし帯状疱疹は、抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする方に限ります）

① 利用者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った際に算定します。

② 同一の利用者に対して、1 月に１回連続する１０日間を限定として算定します。（治療が翌月までかかる場合、請求が当該月まで発生します）

③ 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しません。

２．　診断名、診断日、投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録（カルテ）に記載します。

３．　請求に際して、診断、検査、治療内容等を記載します。

４．　当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

公表は、当施設のホームページを活用し、前年度の当該加算の算定状況をご報告いたします。

＜所定疾患施設療養費の算定状況＞

2020年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎 Ⅰ	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	述べ治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肺炎 Ⅱ	件数	1	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	7
	述べ治療日数	4	3	7	0	6	0	0	3	1	0	3	0	27
尿路感染 Ⅰ	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	述べ治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染 Ⅱ	件数	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	4	2	12
	述べ治療日数	0	10	17	0	0	0	0	0	0	5	24	4	60
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	述べ治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0